

AQL九州リーグ 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、AQL九州リーグと称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、地域代表の居所に主たる事務所を置く。

(目的)

第3条 本会は、AQL/全日本クイズリーグにおいて九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県をいう。以下同じ。）を所管する団体として、九州のクイズ愛好者に対し、「AQL」全国大会の予選としての「AQL九州リーグ」（以下、「大会」という。）の開催等を通じて、広くクイズ文化の普及と発展、並びに青少年教育の振興及び健全な青少年の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 大会の開催

(2) 「AQL」全国大会への協力

(3) 九州でのクイズ文化の普及と発展、並びに青少年教育の振興及び健全な青少年の育成に寄与する事業

(4) 前各号に附帯又は関連する事業

(全国会則との競合)

第5条 本会則が、AQL/全日本クイズリーグ会則（以下、「全国会則」という。）の定めと競合する場合は、その範囲内において全国会則が優越する。

2 本会則及び全国会則のどちらにも定めがない事項は、地域代表が、AQL/全日本クイズリーグ会長や構成団体等と協議して決定する。

第2章 構成団体

(構成団体)

第6条 本会の構成団体は、以下各号に定める加盟団体と登録団体のうち、休会扱いとなっていないものから成る。

(1) 加盟団体 主に九州で活動中か、構成員の過半数が九州在住であるクイズサークルで、全国会則第6条に定める「AQL一般正式加盟団体」である団体

(2) 登録団体 主に九州で活動中か、構成員の過半数が九州在住の中高生であるクイズサークルで、全国会則第7条に定める「AQL登録団体」であるクイズサークル

第7条 構成団体は、それぞれ1名の代表者を通して、本会の運営に参加することができる。

(構成団体の権利義務)

第8条 構成団体は、第7条に定めるほか、以下各号の権利を有する。

(1) 大会に参加する権利

(2) 構成団体間で不平等な取扱いを受けない権利

2 構成団体は、以下各号の義務を負う。

- (1) 第20条第2項の定めによる地域代表からの協力の求めに、可能な範囲で応じる義務
- (2) 本会の目的を達成するために必要な経費を負担する義務（登録団体を除く）
- (3) 全ての関係者に礼節をもって接する義務

(脱退)

第9条 構成団体が、全国会則の規定で脱退するか、第6条各号の定めを満たさなくなったときは、本会を脱退する。

(資格停止)

第10条 構成団体が、本会の名誉を毀損し、若しくは本会の目的に反する行為をし、又は構成団体としての義務に違反するなど正当な事由があるときは、総会での決議を経て、当該構成団体を資格停止とすることができる。

- 2 資格停止の期間は、1日以上6か月以内とする。この間、当該構成団体は、第8条第1項第2号以外の権利が停止される。
- 3 資格停止の総会への提案は、地域代表が行う。
- 4 前項の提案は、構成団体ごとに、4月1日から翌年の3月31日の間で1回までとする。

第3章 機関

(総会)

第11条 本会の議決を行う機関として、総会をおく。

- 2 定時総会は、AQL/全日本クイズリーグの定時総会后2週間以内に開催する。
- 3 臨時総会は、地域代表が必要と認めるときに開催する。
- 4 総会は、対面形式によるほか、オンライン会議システムや書面（電子媒体によるものも含む。以下同様。）による開催も認める。
- 5 総会の議長は、地域代表が務める。地域代表が欠けている場合は、前地域代表、出席している代表者の中で最年長の者の順で議長を務める。

(総会の招集)

第12条 総会は、地域代表が招集する。地域代表が欠けている場合は、前地域代表（解職された者を除く。以下同様。）、代表者の中で最年長の者の順で招集を担う。

- 2 総会の招集は、次条に定める参加者に対し、事前の照会等をした上で開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(総会の参加者)

第13条 総会には、以下各号の者が参加できる。

- (1) 構成団体の代表者（代表者を代理する者として代表者が総会開始前までに議長に通知した者を含む。以下、両者をあわせて「代表者等」という。）
- (2) 地域代表
- (3) 定時総会にあつては、前地域代表
- (4) その他、地域代表が認めた者

(議題)

第14条 総会では、地域代表が提案した以下各号を議題とする。

- (1) 地域代表の選出に関する事
- (2) 地域代表の解職に関する事

- (3) 会則の改定に関する事
- (4) 本会の解散、分割、合併に関する事
- (5) 構成団体の資格停止に関する事
- (6) 地域代表等の役員報酬に関する事
- (7) 定時総会では、前年度の決算に関する事
- (8) 大会の形式に関する事のうち特に重要なもの
- (9) 上記各号のほか、地域代表が提案した事

2 前項のほか、構成団体の3分の1以上が連名で提案した事も議題とする。

(定足数)

第15条 対面形式やオンライン会議システムを用いて開催する総会は、1以上の加盟団体を含む半数以上の構成団体の代表者等が出席することで成立する。

(採決)

第16条 総会の採決は、構成団体の代表者等が1つずつの議決権を行使して行う。

2 対面形式やオンライン会議システムを用いて開催する総会は、出席した代表者等の過半数をもって議決する。

3 書面による開催の場合は、構成団体の総数の過半数をもって議決する。

4 前項及び前々項にかかわらず、第14条第2号から第5号の議題は、構成団体の総数の3分の2以上の多数をもって議決する。

5 いずれの議決も、1以上の加盟団体が含まれていなければその効力を有しない。

(議事録の作成)

第17条 議長は、総会后速やかに議事録を作成しなければならない。

第4章 地域代表

(選出)

第18条 地域代表は、加盟団体に所属する18歳以上の者のうちから1名を、総会で選出する。

2 地域代表が欠けた場合の後任は、速やかに総会で選出する。

(任期)

第19条 地域代表の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 地域代表が欠けた場合の後任者の任期は、前任者と同じとする。

3 前項及び前々項に関わらず、前地域代表は、次の地域代表が選出されるまではその任にあたる。

4 地域代表の多選は、これを妨げないが、3期以上連続しないよう努めなければならない。

(職務)

第20条 地域代表は、独立した立場で本会と全構成団体を代表し、第4条各号に定める事業並びに本会の運営を職務とする。

2 地域代表は、その職務の遂行にあたり、構成団体及びその構成員に対し、協力を求めなければならない。

3 地域代表は、その職務の遂行状況を適時適切に構成団体へ報告し、意見を聴取しなければならない。

(副代表)

第21条 地域代表は、自身の事務を補佐する者として副代表を任免できる。

2 地域代表が辞職したり解職されたりした場合は、副代表も辞職する。

(地域代表の辞職・解職)

第22条 地域代表は、自身の心身故障等のため職務執行に支障があると思慮する場合は、全ての構成団体に対し、辞職を申し出ることができる。

2 構成団体は、地域代表が本会の名誉を毀損し、若しくは本会の目的に反する行為をし、又は地域代表としての職務を著しく怠るなど正当な事由があるときは、その過半数の連名でその辞職を要求できる。地域代表に心身故障があり、職務執行に支障があるときも同様とする。

3 前項の要求を受けた地域代表は、自身の解職を議題とする臨時総会を、当該要求があった日を0日目として10日以内に開催しなければならない。開催しない場合は、10日目の満了をもって解職される。

4 第2項の要求は、選出から3か月を経った日から任期満了までの間で、1回までとする。

第5章 大会

(大会の開催)

第23条 本会は、大会を毎年開催する。

2 大会の開催日は、AQL/全日本クイズリーグが定める地域リーグ開催期間内で、可能な限り多くの構成団体が参加できるように、地域代表が調整して決定する。

3 大会の開催地は、地域間の均衡や公共交通機関の便等を考慮し、地域代表が調整して決定する。

(大会方式)

第24条 大会は、加盟団体が参加する一般の部と、登録団体が参加するジュニアの部からなり、両部を同日同場所で実地にて開催することを原則とする。ただし、九州の広域性や社会情勢等を踏まえ、地域別やオンラインといった多様な開催方法を選択することも妨げない。

2 大会の詳細は、AQL公式ルールと各構成団体による問題持ち寄りを軸とした総当たりの団体戦を重視しつつ、その都度地域代表が定める。ただし、大会の形式に関するものうち特に重要なものは、総会で議決しなければならない。

第6章 附則

(本会則の提案・成立)

第25条 本会則の制定は、地域代表から提案され、提案日の構成団体の過半数の賛成をもって可決成立し、可決成立後直ちに施行する。

(地域代表の選出)

第26条 地域代表は、本会則が施行された日に辞任し、本会則に基づく地域代表選出手続きを速やかに実施する。

2 前項の定めによる選出が1月1日から3月31日までの間にされた場合、選出された地域代表の任期は、第19条第1項の定めによらず、翌年の3月31日までとする。

3 前項の場合において、前地域代表は、新たに選任された地域代表が必要と認める範囲内で、引き続き「AQL」全国大会に関する業務等を担うことができる。ただし、次の3月31日までとする。

本会則は、2023年12月30日に可決成立し、直ちに施行された。

本会則可決成立時の構成団体とその代表者及び地域代表は以下のとおりである。

(公開用では代表者氏名は省略)

加盟団体（9団体）

Ricotta

北Q会

九州大学クイズ研究会

鹿児島クイズ愛好会

熊本大学クイズ研究会

熊本クイズ愛好会

福岡大学クイズ研究会

西南学院大学クイズ研究会

大分クイズ連合

登録団体（10団体）

福岡高校社会研究部

熊本県立熊本高等学校

福岡県立筑紫丘高等学校

熊本県立済々黉高等学校

ラ・サール高等学校

修猷館高校クイズ研究会

志學館中・高等部

宮崎大宮高校

HSQC

スーパーカカオブラザース

地域代表

鶴田 駿斗